主

原判決を破棄する。

被告人を罰金三万四、〇〇〇円に処する。

右罰金を完納することができないときは、金二、〇〇〇円を一日に換算した期間、被告人を労役場に留置する。

理由

本件控訴の趣意は、弁護人岡野隆男作成名義の控訴趣意書に記載されたとおりであり、これに対する答弁は、東京高等検察庁検察官検事富田孝三作成名義の答弁書に記載されたとおりであるから、これらをここに引用し、これに対して、当裁判所は、次のとおり判断する。

控訴趣意第一(事実誤認)について

所論は要するに、原判決は、被告人が「時速約一八・三キロメートル乃至二〇キロメートル(一八キロ余と考えられる)の速度をもつて右折進行」し、「自車前部をAに接触転倒させ」た旨認定しているが、右速度の認定は適格な証拠に基かないもので、真実に合致せず、又Aに自車を接触させた事実も極めて疑わしく、原判決にはこの点で判決に影響を及ぼすことの明らかな事実誤認があるというのである。

所論につき検討を加えるに先立ち、本件審理の経緯について、記録を調査すると、大略次の事実が認められる。

2、 右判決に対し、被告人より控訴し、控訴審において、被告人は自車が被害者Aに接触した事実はない旨主張したこと、控訴裁判所である当裁判所(第三刑事 部)は右事件を審理した結果、同四九年九月三〇日、原判決を破棄し、本件を新潟 簡易裁判所に差し戻す旨の判決を言い渡したが、その理由の要旨は、原判決は、被告人が大型貨物自動車を運転し、時速約六ないし一〇キロメートルで前記交差点を 右折進行中、前方横断歩道を横断歩行中のAを前方約五・四メートルの地点にはじ めて発見し、急制動をかけたが間に合わなかつた旨認定判示しているが、時速約六 ないし一〇キロメートルで右折進行中、前方約五・四メートルの地点に横断中の歩行者を発見し、直ちに急制動をかければ、特段の事情(歩行者の横断の方向が右自 動車に接近するような右斜め横断である場合等)がない限り、日常の経験則上空走 距離を含めた広義の制動距離を前提に考えても、歩行者に接触しないうちにその手 前で停止するものといわねばならないから、特段の事情について何ら説示せずに 右の速度と距離のもとで急制動をかけたが間に合わず、自車を被害者に接触させた 旨認定判示した原判決には理由のくいちがいがあるのみでなく、本件現場には被告 人運転車両の前輪及び後輪のスリップ痕が残つており、被告人およびCの各捜査官に対する供述調書中には被告人車両の速度は時速一五ないし二〇キロメートルであ つたような供述もあり、右各供述と前記スリツプ痕の状況とを合わせ考えると 告人車両の速度は原判決が認定した時速六ないし一〇キロメートルより速い速度で あつた疑いが強いところ、原判決のように被告人が被害者を発見するのが遅れた点 を被告人の過失と認定するには、被告人車両の速度は、被害者を発見した時点及び 同人との距離との関連上重要な前提事実であるので、さらにその点の審理を十分に 尽す必要があるというにあつたこと、

3、 右差戻判決後、新潟区検察庁は、本件現場に残されたスリップ痕について更に補充捜査を行い、差戻後の原審第二回公判において、検察官は、「時速約六キロメートルで右折進行中」とあるのを「時速約一八ないし二〇キロメートルで右折進行中」と訴因の変更を請求し、原審裁判所はこれを許可したこと、原審裁判所は 右差戻判決にしたがつて更に審理し、同五〇年八月七日言い渡しの原判決において、所論のとおり、被告人が大型貨物自動車を運転し、原判示交差点を時速約一八・三キロメートル乃至二〇キロメートル(一八キロ余と考えられる)の速度で右折進行するに当り、原判示のごとき業務上の注意義務を怠り、前方の横断歩道を左から右に横断歩行中の被害者Aを前方約五・四メートルの地点に接近しては必免見し、発見と同時に急制動をかけたが間に合わず、自車前部を同人に接触転倒させた旨判示したこと、

以上の事実が認められる。

ところで、原判決挙示の証拠を総合すれば、被告人車両の速度、被告人が自車を被害者に接触転倒させた点を含めて、原判示の事実はすべてこれを認めることができ、原判決に所論の事実誤認があるとは考えられない。

所論に鑑み、記録を調査し、更に所論指摘の諸点について、その当否を検討する。

、 本件事故直前における被告人車両の速度について

所論は、右鑑定書について、(1)鑑定の対象となつた問題のスリップ痕が、被告人車両によるスリップ痕であるとの証拠はなく、(2)鑑定の方法はスリップ痕の長さを、現場写真から推定しているが、これでは、センチメートル単位の測定は不可能である、(3)鑑定書は、事故車両を「F型(F)と認定しているが、G株式会社において、右の様な型式の貨物自動車を製造、販売した事実はないから、右鑑定書の証明力は極めて弱く、事実認定の基礎とすることはできないというのであるが、前記各証拠によれば、

- (1) 問題のスリツプ痕のうち前輪の分二条は、本件事故直後行われた司法巡査Dの実況見分に被告人も立会つて、右二条のスリツプ痕が被告人車両のものであることを確認しており、右スリツプ痕はその場で測定され、前記実況見分調書にその旨記載されていること、後輪の分四条については右実況見分調書にその記載はされていた。が、その存在につき確認はされていた。が、その際には、その存在につき確認はされていた。が、その際による現場写真を拡大すると、右スリツプ痕四条が明認で表るところ、被告人は本件の審理を通じ一貫して、本件事故現場には、前輪のスリップ痕と共に、後輪のスリップ痕も残つていたことを認めており、特に差戻前のの源と共に、後輪のスリップ痕も残つていたことを認めており、特に差戻前のの原理と共に、行政の対象によるものに間違いない旨供述していることが認めら、鑑定の対象となったスリップ痕はすべて被告人車両によるものであることは明らかである。
- (2) 次に問題のスリツプ痕のうち後輪の分四条の長さの鑑定が右現場拡大写真からの推定によるものであることは所論のとおりであるが、右鑑定書によれば、前記現場拡大写真を検討すると、直線道路両側及びスリツプ痕に接着してゼブラ状の横断歩道も同時にうつつているので、これらを利用し、各スリツプ痕の開始点、終了点を横断歩道の線上に移動し道路巾を基にして線長比を算出し、各スリツプ痕

の長さを決定したというのであつて、右鑑定の方法につき、特に疑念をさしはさむ 余地はなく、又前記のごとき測定値の許容誤差(プラス・マイナス〇・三メート ル)を考慮していることをも併せ考えると、所論のごとく、センチメートル単位の 測定は右鑑定の方法では不可能であるとか、或は鑑定の数値が著しく不正確である とか論難することは当を得ないものといわねばならない。

(3) 右鑑定書及び当審における事実取調の結果によれば、車両の型式につき所論指摘のような事実が認められ、したがつて、右鑑定書中本件事故車両の型式の判定については、誤記ないし誤解があつたのではないかと思われるが、右鑑定書を仔細に検討すると、右車両の型式は、問題のスリツプ痕が被告人車両のものであるかどうかの判定の一資料として考慮されたにすぎず、右スリツプ痕が被告人車両のものであることが他の証拠により明認できる本件では、右の事実があるからといつて右鑑定書の証明力が左右されるものとは到底考えられない。

所論はまた、前記実況見分調書には後輪のスリツプ痕、横断歩道の巾、被害者の 転倒位置等の記載がなく、又車両の型式に誤記又は誤認があること等を理由として その証明力を争うのであるが、かかる事実をもつて直ちに、前記実況見分調書のそ の余の記載部分までがその証明力を失うものとは認められない。

なお、所論は、被告人車両に同乗していたCの検察官に対する供述調書中、被告人車両の右折進行中の速度に関する供述部分は証明力に乏しい旨主張するが、原判決挙示のその余の証拠と対比し右供述調書の証明力に欠けるところがあるとは考えられず、これと右鑑定書および実況見分調書、被告人の司法巡査に対する昭和四八年七月一七日付供述調書中の、事故当時の自車の速度は時速約一五キロメートル位であつた旨の供述等を総合すれば、本件事故直前の被告人車両の速度は時速約一であつた旨の供述等を総合すれば、本件事故直前の被告人車両の速度は時速約一であった旨の供述も右のとは記められない。

二、 被告人車両前部が被害者Aに接触したかどうかについて

原判決挙示の証拠、特にA(旧姓B)に対する証人尋問調書、医師H作成の診断書、原審第五回公判廷における証人Hの供述によれば、被告人が原判示交差点を時速約一八キロ余で右折進行中、原判示のとおり前方の横断歩道を左から右に横断行中の被害者Aを至近距離に接近してはじめて発見し、急制動措置を講じたが間に合わず、右横断歩道の左端から約二・四メートルの歩道上で自車前部を同人の右下又は右腰部附近に接触させて、同人を路上に転倒させたことを優に認めることができ、このことは、被告人車両の前輪スリップ痕が右接触地点の直前までついていること、被害者A(当二二年)は原判示のごとく脳振盪、後頭部皮下血腫のほか腰部、右肘関節部打撲傷の傷害をうけ、路上に転倒直後一時的に意識を喪失しており、ショックが非常に大きかつたと思われることなどからみても、明認できるのである

所論は要するに、被害者Aの原審における証言は車と接触した部位について極めて不明瞭で信用できないし、又人と自動車とが接触又は衝突する場合、特段の事さがない限りバンパーが接触する筈であるが、被告人車両の前面のバンパーの高さ、Aの女子の肘又は腰に接触するとは考えられないというのであるが、Aの前記証言を検討すると、所論のとおり質問者の質問に応じて接触部位に対しばしば変転しており、腰、右肘、頭のいずれであるか極めてあい書がると、が認められるが、前示のように同人が本件事故による受傷直後、一時意ら、供していることを考慮すると、この点に関する記憶が鮮明ではないも高を喪くまた同人は本件事故直前、横断歩道上を横断歩行中であるにものである。に接触の姿勢如何によって、必ずしも同車両前面のバンパーおきに被告人車両のバンパーおよび被害者の身長等のみによって、接触の事実自体を否理由とはなし難いといわねばならない。

したがつて原判決には所論指摘のごとき事実の誤認はないから論旨は理由がな い。

控訴趣意第二(法令適用の誤り)について 所論は、原判決は主文において、被告人を罰金三万五、〇〇〇円に処するととも に、右罰金を完納することができないときは、金一、〇〇〇円を一日に換算した期間、被告人を労役場に留置するものとしているが、右判決主文を、本件差戻前の第一審判決主文(「被告人を罰金四万円に処する。右罰金を完納することができないときは、金二、〇〇〇円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する」)と比較すると、労役場留置の部分に関する限り、差戻前の第一審判決より重い刑を言い渡したものであるから、刑事訴訟法四〇二条にいう不利益変更禁止の原則に違反しており、原判決には判決に影響を及ぼすこと明らかな法令違反があるというのである。

そこで控訴趣意第三(量刑不当)に対する判断は、後に破棄自判する際に自ら示されるので、これを省略し、刑事訴訟法三九七条一項、三八〇条により原判決を破棄したうえ、同法四〇〇条但書により当裁判所において更に次のとおり自ら判決する。

(裁判長裁判官 綿引紳郎 裁判官 石橋浩二 裁判官 藤野豊)